

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 2 月 17 日

申請者	氏名又は名称	カガネガイシャ ミヤジ コウゴウ 株式会社 宮地工業
	住所	〒635-0065 奈良県大和高田市東中2丁目14番1号
	代表者氏名	ミヤジ ヒデアキ 代表取締役 宮地 秀樹
	電話番号	TEL 0745-22-1082
	FAX番号	FAX 0745-22-1507
	メールアドレス	mijaji-kougyou@nifty.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

  - ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
  - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
  - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
  - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

- 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 21 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4 年 2 月 17 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 宮地工業  
住 所 〒635-0065 奈良県大和高田市東中2丁目14番1号  
代表者氏名 代表取締役 宮地 秀樹

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
ミヤジ ヒロキ 宮地 秀樹 (代表取締役)	
事業の範囲	土木工事業、建築工事業 とび・大工工事業、 石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、 水道施設工事業、解体工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 宮 地 工 業
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 〒635-0031 住所 奈良県大和高田市大字今里360番地5 電話番号 TEL 0745-22-1082 FAX番号 FAX 0745-22-1507 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヤノ カズキ 矢野 一樹	第 312786号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
水準器 以外の 勾配測量器具	水準器		5	
電気ノコリ、その他 管及びマス の切断用	・ハイフレキシ サンダー ・金切りのこ		2 5	
掘削機械	ユニホリ コンプレッサー アスファルトカッター ハツリ機		4 1 1 5	
運搬機械	クワンゾ 軽トラック 軽バン		1 2 1	
その他	転圧機 発電機 ・水圧テストポンプ		2 2 1	
管の加工用の 機械器具	・セアリ ・ハイフレキシねじ切り器		2 1	
管の接合用の 機械器具	・トーチランソ		2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、  
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 2 月 17 日

申請者

氏名又は名称

株式会社宮地工業

住 所

〒635-0065 奈良県大和高田市東中2丁目14番1号

代表者氏名

代表取締役 宮地 秀樹

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市東中二丁目14番1号  
株式会社宮地工業

会社法人等番号	1500-01-023354
商号	株式会社宮地工業
本店	奈良県大和高田市東中二丁目14番1号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和1年10月25日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、板金工事、タイル・レンガ・ガラス工事、しゅんせつ工事、塗装工事、内装工事、電気通信工事、水道施設工事、清掃施設工事、解体工事の設計、施工、管理及び請負</li> <li>2. 土木資材・建築資材の販売及びリース業</li> <li>3. 重機の販売及びリース業</li> <li>4. 不動産の売買、賃貸及びその仲介並びに管理</li> <li>5. 産業廃棄物、医療廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬、中間処理並びに最終処分場の建設、運営及び管理</li> <li>6. 一般貨物自動車運送事業及び倉庫業</li> <li>7. 第一種貨物利用運送事業</li> <li>8. 旅館その他宿泊所の経営</li> <li>9. 旅行業及び旅行業者代理業</li> <li>10. 飲食店の経営</li> <li>11. 古物営業法による古物の売買、交換及び受託販売業</li> <li>12. 労働者派遣事業</li> <li>13. 前各号に付帯関連する一切の事業</li> </ol>
発行可能株式総数	5000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 宮地 秀樹

奈良県大和高田市東中二丁目14番1号  
株式会社宮地工業

	奈良県大和高田市東中二丁目14番1号 代表取締役 宮地 秀樹
登記記録に関する 事項	設立  令和 1年10月25日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年 2月14日

奈良地方法務局葛城支局  
登記官

杉 本 孝 誠



# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社宮地工業と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、板金工事、タイル・レンガ・ガラス工事、しゅんせつ工事、塗装工事、内装工事、電気通信工事、水道施設工事、清掃施設工事、解体工事の設計、施工、管理及び請負
2. 土木資材・建築資材の販売及びリース業
3. 重機の販売及びリース業
4. 不動産の売買、賃貸及びその仲介並びに管理
5. 産業廃棄物、医療廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬、中間処理並びに最終処分場の建設、運営及び管理
6. 一般貨物自動車運送事業及び倉庫業
7. 第一種貨物利用運送事業
8. 旅館その他宿泊所の経営
9. 旅行業及び旅行業者代理業
10. 飲食店の経営
11. 古物営業法による古物の売買、交換及び受託販売業
12. 労働者派遣事業
13. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県大和高田市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、5000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社の所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項の場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(招集及び招集権者)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より 3 日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を有する株主全員の同意があるときはこの限りではない。
- 4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

## 第 4 章 取 締 役

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は 1 名以上とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任

する。

- 2 前項の選任については、累積投票の方法によらないものとする。

#### (取締役の資格)

第 21 条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

#### (取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### (代表取締役及び社長)

第 23 条 当社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役 1 名を定め、代表取締役をもって社長とする。

- 2 当社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を社長とする。
- 3 社長は当社を代表する。

#### (取締役に対する報酬)

第 24 条 取締役に対する報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

## 第 5 章 計 算

#### (事業年度)

第 25 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### (剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

#### (配当金の除斥期間)

第 27 条 剰余金の配当が、支払を提供した日から 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 第 6 章 附 則

#### (設立に際して発行する株式)

第 28 条 当社が設立に際して発行する株式の数は、500 株とし、その発行価額は 1 株

につき1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金)

第29条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とする。

2 当社の設立時資本金は金500万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時取締役)

第31条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 宮地 秀樹

設立時代表取締役 宮地 秀樹

(発起人の氏名、住所、割当てを受けた株式数及びその払込金額)

第32条 発起人の氏名、住所、設立に際し割当てを受けた株式数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

奈良県大和高田市東中2丁目14番1号

宮地 秀樹 500株 金 500万円

(法令の準拠)

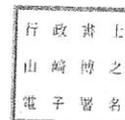
第33条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社宮地工業設立のため、発起人の定款作成代理人である行政書士山崎博之は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和元年9月14日

発 起 人 宮地 秀樹

上記代理人 行政書士 山崎博之



令和4年 2月 17日

株式会社 宮地工業

代表取締役 宮地秀樹

この定款は 原本と 相違ありません



第三二二七八六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

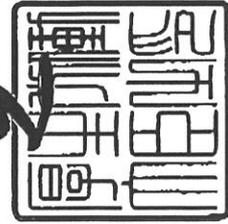
氏名 矢野 一 樹

平成五年五月三十一日生

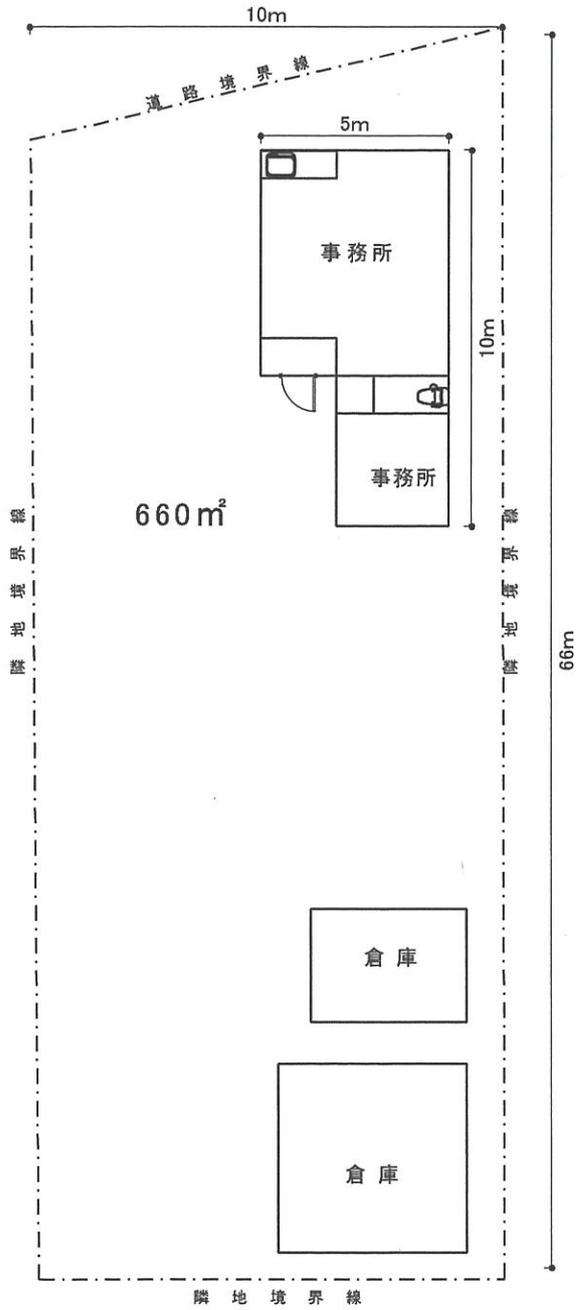
水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和四年二月二日

厚生労働大臣 後藤 茂



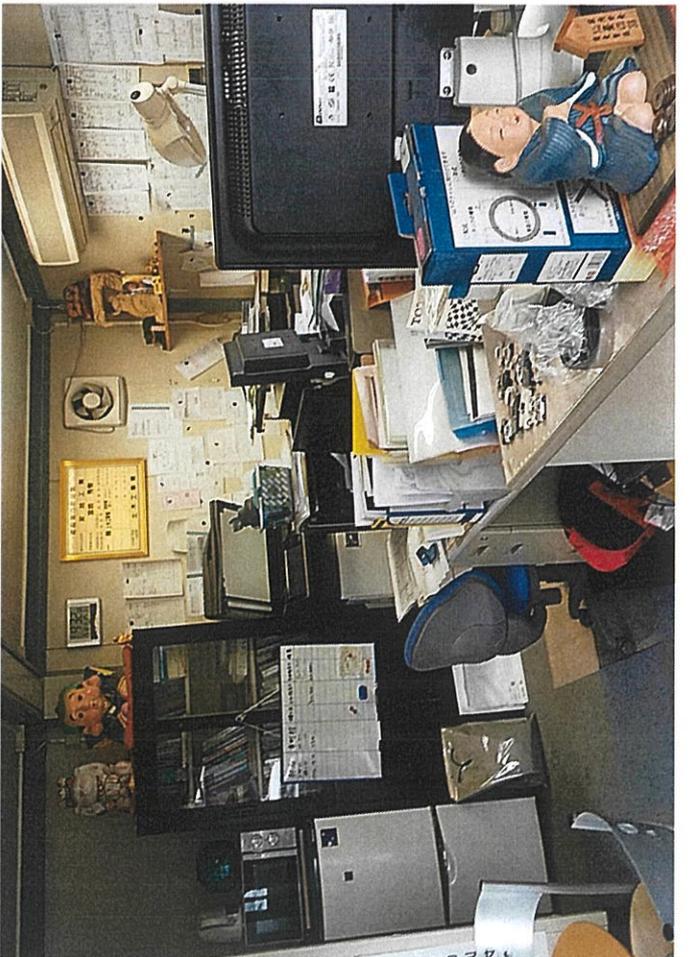
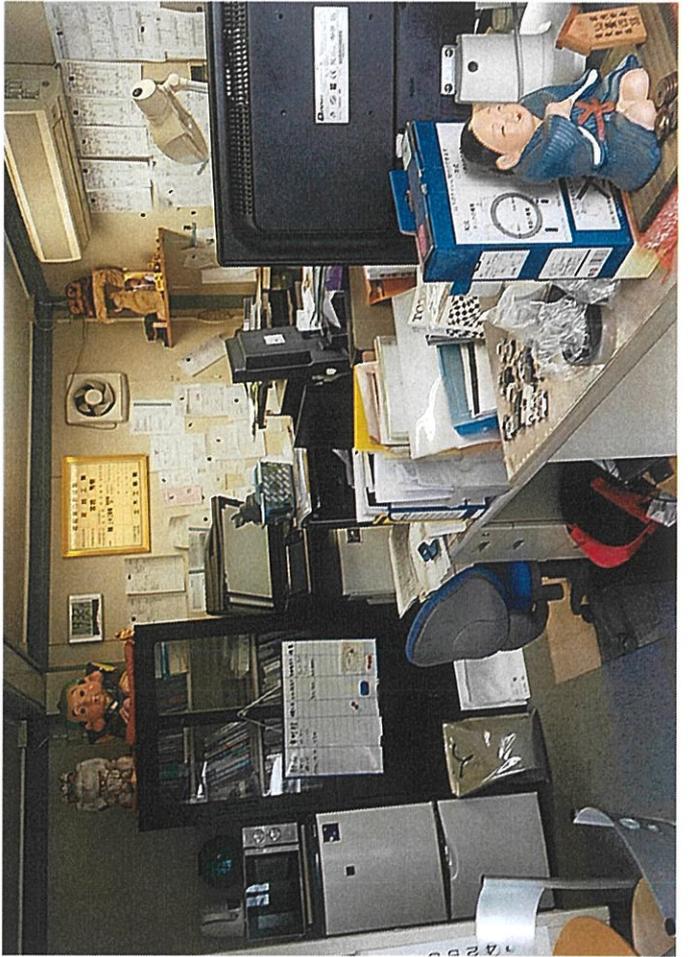




事務所







倉庫



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 2 月 17 日

申請者	氏名又は名称	株式会社 宮地工業
	住所	〒635-0065 奈良県大和高田市東中2丁目14番1号
	代表者氏名	代表取締役 宮地 秀樹
	電話番号	TEL 0745-22-1082
	FAX番号	FAX 0745-22-1507
	メールアドレス	miyaji-kougyou@nifty.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 21 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西市 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年2月17日

届出者

氏名又は名称 株式会社 宮地工業  
住 所 〒635-0065 奈良県大和高田市東中2丁目14番1号  
代表者氏名 代表取締役 宮地 秀樹

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任  
解任  
の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〒635-0031 奈良県大和高田市大字今里360番地5 株式会社 宮地工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
矢野 一樹	第312786号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三二二七八六号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 矢野 一 樹

平成五年五月三十一日生

水道法(昭和五十九年法律第七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

令和四年二月二日

厚生労働大臣 後藤 茂

